

## 行政文書一部公開決定通知書

31観名保第61号  
令和元年6月5日名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聰 様

## 実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成31年4月23日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	特別史跡名古屋城跡の現状変更（天守閣解体）の許可申請				
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	令和元年6月6日	午前11時40分 午後		
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）			
行政文書の公開の方法	① 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴				
行政文書の一部を公開しない理由	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号、第2号及び第4号に該当するため、非公開とする。</p> <p>(第1号関係) 名古屋市職員の住所が記載されており、当該情報が公開されると、当該職員の住所が特定され、個人のプライバシー権が侵害されることになる。</p> <p>したがって、当該情報は、個人の住所に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められる情報であるため。</p> <p>(第2号関係) 株式会社竹中工務店の技術的なノウハウに関する情報が記載されており、当該情報が公開されると、法人の通常有する競争上の利益が損なわれ、同社に明らかに不利益を与えると認められる情報であるため。</p>				

(第4号関係)

特別史跡名古屋城跡の現状変更申請に関して、許可権を有する文化庁による議論・検討の用に供するための情報が記載されている。

当該情報が公開された場合、当該情報に基づき議論・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようとして、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれるおそれがある。

また、中間的な議論・検討段階において、外部からの干渉、圧力等を受けることにより、適切な意思決定ができないおそれがある。

したがって、当該情報は、文化庁における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、当該者における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。

ならびに、特別史跡名古屋城跡の現状変更申請を含め、名古屋城天守閣木造復元事業についての市の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報が記載されており、当該事業はいまだ実施途上であり、現時点では中間的な検討段階にとどまるものである。

当該情報が公開されると、現時点では未確定の段階の情報が、市民の間で認知されることで、意思決定されていない未確定な情報が、確定したものとして誤解されるおそれがある。

したがって、当該情報は、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。

今回非公開とした部分については、今後の現状変更許可申請に対する回答の状況等に応じ、当該行政文書の全部又は一部についての公開が可能となる可能性があります。

<決定を行った所管課・公所>

観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室

TEL 052-231-2488

備 考

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求することができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。